

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 1 月 23 日（火）第 483 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- |   |              |   |
|---|--------------|---|
| ○保安林の指定予定   | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○保安林の指定予定の通知                                      | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○公有水面の埋立ての免許                                      | （漁港漁場課取扱い）   | 2 |
| ○都市再生特別措置法に基づく都市計画道路事業の認可（2件）                     | （都市計画課取扱い）   | 4 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 | （北薩地域振興局取扱い） | 4 |
| 公 告   |              |   |
| ○競争入札の参加者の資格に関する公告                                | （管財課取扱い）     | 5 |
| ○一般競争入札公告   | （管財課取扱い）     | 6 |
| 公 安 委 員 会 告 示                                     |              |   |
| ○遊技機の型式の検定の告示                                     | （生活安全企画課取扱い） | 9 |

## 告 示

## 鹿児島県告示第46号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 6 年 1 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 保安林予定森林の所在場所  
鹿児島市福山町1618番5，1618番6，1621番2，1621番5
- 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第47号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 6 年 1 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
薩摩川内市祁答院町藺牟田字戸板平804番1, 字椎ヶ廻856番1, 字長尾2004番1, 2026番1, 2028番1, 字山神山7637番, 字松下8636番1
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は, 定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鹿児島県告示第48号**

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により, 次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

令和 6 年 1 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 免許年月日  
令和 6 年 1 月 12 日
- 2 免許を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
鹿児島県  
鹿児島市鴨池新町10番1号  
鹿児島県知事 塩田康一
- 3 埋立区域
  - (1) 位置  
垂水市牛根麓字磯15番3及び15番15に隣接する道並びに同市牛根麓字磯15番16の地先公有水面
  - (2) 区域  
ア A区域  
次の各地点のうち, x 1の地点からx 6の地点までを順次に結んだ線, x 6の地点からx 10の地点までを順次に結ぶ平成20年の秋分の満潮位(D. L. +2.90メートル)における公有水面と陸地との境界線及びx 10の地点とx 1の地点とを結んだ線により囲まれた区域  
x 1 国土地理院二等三角点「海瀉」(北緯31度33分14.7128秒, 東経130度42分26.8434秒)(以下「基点」という。)から72度12分39秒1,419.91メートルの地点  
x 2 x 1の地点から12度45分42秒25.50メートルの地点  
x 3 x 2の地点から102度45分42秒156.97メートルの地点  
x 4 x 3の地点から12度45分42秒3.10メートルの地点  
x 5 x 4の地点から102度45分42秒1.88メートルの地点  
x 6 x 5の地点から191度09分36秒19.05メートルの地点  
x 7 x 6の地点から260度11分00秒23.21メートルの地点  
x 8 x 7の地点から282度08分15秒29.40メートルの地点  
x 9 x 8の地点から281度47分48秒35.45メートルの地点  
x 10 x 9の地点から283度01分19秒58.40メートルの地点  
イ B区域

次の各地点のうち、x 11の地点から x 17の地点までを順次に結んだ線、x 17の地点から x 24の地点までを順次に結ぶ令和元年12月17日付け鹿児島県指令漁港第322号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面の境界線 (D. L. +2.90メートルにより決定)、x 24の地点と x 25の地点を結んだ線、x 25の地点から x 28の地点までを順次に結ぶ平成20年の秋分の満潮位 (D. L. +2.90メートル) における公有水面と陸地との境界線及び x 28の地点と x 11の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- x 11 基点から74度53分11秒1,566.41メートルの地点
- x 12 x 11の地点から11度09分36秒17.98メートルの地点
- x 13 x 12の地点から102度45分42秒1.25メートルの地点
- x 14 x 13の地点から192度45分42秒3.10メートルの地点
- x 15 x 14の地点から102度45分42秒51.52メートルの地点
- x 16 x 15の地点から12度45分42秒3.10メートルの地点
- x 17 x 16の地点から102度45分42秒0.87メートルの地点
- x 18 x 17の地点から192度45分42秒4.50メートルの地点
- x 19 x 18の地点から192度46分35秒1.80メートルの地点
- x 20 x 19の地点から191度12分39秒3.69メートルの地点
- x 21 x 20の地点から191度12分39秒7.00メートルの地点
- x 22 x 21の地点から245度21分55秒1.94メートルの地点
- x 23 x 22の地点から192度02分47秒1.84メートルの地点
- x 24 x 23の地点から192度04分14秒10.00メートルの地点
- x 25 x 24の地点から287度24分47秒5.89メートルの地点
- x 26 x 25の地点から16度33分42秒7.41メートルの地点
- x 27 x 26の地点から16度40分34秒8.04メートルの地点
- x 28 x 27の地点から285度59分50秒34.55メートルの地点

(3) 面積

- A 区域 3,951.73平方メートル
- B 区域 662.90平方メートル
- 合計 4,614.63平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

垂水市牛根麓字磯 9 番 6, 9 番 20, 12 番 3, 12 番 7, 12 番 8, 13 番 4, 13 番 10, 15 番 3, 15 番 12, 15 番 14, 15 番 15 及び 15 番 16, 9 番 6 と 12 番 7, 9 番 20 と 12 番 7, 9 番 20 と 15 番 16, 12 番 3 と 15 番 16, 12 番 7 と 15 番 16, 12 番 8 と 15 番 16, 13 番 4 と 15 番 16, 13 番 4 と 13 番 10, 13 番 10 と 15 番 12, 13 番 10 と 15 番 13, 13 番 10 と 15 番 15 及び 15 番 15 と 15 番 16 に挟まれた道並びに 15 番 3 及び 15 番 15 に隣接する道並びにこれらの地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、y 1の地点から y 4の地点までを順次に結んだ線、y 4の地点から y 11の地点までを順次に結ぶ令和元年12月17日付け鹿児島県指令漁港第322号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面の境界線 (D. L. +2.90メートルにより決定)、y 11の地点と y 12の地点を結んだ線及び y 12の地点と y 1の地点を結んだ線により囲まれた区域

- y 1 基点から72度32分56秒1,401.69メートルの地点
- y 2 y 1の地点から13度45分22秒147.43メートルの地点
- y 3 y 2の地点から102度45分42秒223.95メートルの地点
- y 4 y 3の地点から192度45分42秒102.41メートルの地点
- y 5 y 4の地点から192度45分42秒4.50メートルの地点
- y 6 y 5の地点から192度46分35秒1.80メートルの地点
- y 7 y 6の地点から191度12分39秒3.69メートルの地点
- y 8 y 7の地点から191度12分39秒7.00メートルの地点
- y 9 y 8の地点から245度21分55秒1.94メートルの地点
- y 10 y 9の地点から192度02分47秒1.84メートルの地点

y 11 y 10の地点から192度04分14秒10.00メートルの地点

y 12 y 11の地点から192度04分14秒14.95メートルの地点

(3) 面積

33,173.53平方メートル

5 埋立地の用途

漁港施設用地

**鹿児島県告示第49号**

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第109条の3の規定により、都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定による都市計画事業の認可があったものとみなされたので、次のとおり告示する。

令和 6 年 1 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 施行者の名称

鹿屋市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 鹿屋都市計画道路事業

(2) 名称 3・4・2号昭栄札元線

3 事業施行期間

令和 5 年 12 月 20 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 事業地

鹿屋市曾田町及び寿五丁目地内

**鹿児島県告示第50号**

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第109条の3の規定により、都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定による都市計画事業の認可があったものとみなされたので、次のとおり告示する。

令和 6 年 1 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 施行者の名称

鹿屋市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 鹿屋都市計画道路事業

(2) 名称 3・4・10号見取山線

3 事業施行期間

令和 5 年 12 月 20 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 事業地

鹿屋市北田町及び西大手町地内

**北薩地域振興局告示第1号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 6 年 1 月 23 日

北薩地域振興局長 北菌育子

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労継続支援B型事業所 優	薩摩川内市祁答院町蘭牟田1805	一般社団法人 J a p a n H o	大阪市中央区船越町一丁目2番	大石麻瑳央	令和 4 年 6 月 1 日	就労継続支援 B 型

	- 5	s p i t a l i t y L e a r n i n g C e n t e r	1号			
--	-----	--	----	--	--	--

## 公 告

### 競争入札の参加者の資格に関する公告

令和 6 年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和 6 年 1 月 23 日

鹿 児 島 県 知 事      塩 田 康 一

#### 1 調達をする物品等の種類

物品の購入（紙・文房具・事務用機器類）

#### 2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和 52 年鹿児島県告示第 166 号。以下「資格審査要綱」という。）第 3 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。

#### 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

競争入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

##### (1) 申請の方法

資格審査要綱第 2 条第 2 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により提出するものとする。

##### (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643

##### (3) 申請書類の受付期間

令和 6 年 1 月 23 日から同年 2 月 5 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

##### (4) 入札参加資格審査を受けることができない者

資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

##### (5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

##### (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

- 4 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格を取得した日から令和 6 年 9 月 30 日までとする。
- 5 競争入札の公示の方法  
競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....  
一般競争入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 6 年 1 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入をする物品等の名称及び数量  
複写機用再生紙（A 4 判） 9 式（詳細は、入札説明書による。）
  - (2) 購入をする物品等の特質等  
入札説明書による。
  - (3) 納入期限  
入札説明書による。
  - (4) 納入場所  
入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和 52 年鹿児島県告示第 166 号。以下「資格審査要綱」という。）第 3 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
  - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (3) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 15 年鹿児島県告示第 416 号）第 3 条又は第 4 条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
  - (4) 所定の複写機用再生紙製品仕様書を令和 6 年 2 月 22 日午後 5 時までに 3 の(2)の場所に提出し、当該物品を納入することができることを証明した者であること。
- なお、提出した複写機用再生紙製品仕様書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等  
入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
- (1) 申請の方法  
資格審査要綱第 2 条第 2 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。
  - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先  
鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643
  - (3) 申請書類の受付期間  
令和 6 年 1 月 23 日から同年 2 月 5 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に

間に合わないことがある。

#### 4 入札の方法等

##### (1) 入札書の記載

ア 入札金額は、複写機用再生紙（A4判）1箱（2,500枚入り）当たりの単価を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

##### (2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

##### (3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

##### (4) 入札書の提出期限

令和6年3月5日午前11時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）。

##### (5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年3月5日午後1時30分  
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）管財課入札室

##### (6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

- (㍿) 交付場所 (2)に同じ。
- (㍿) 交付期限 令和6年2月20日午後5時

#### 5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

#### 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

#### 7 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

見積もる契約金額に調達予定数量を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

##### (2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額に調達予定数量を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

- ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約の相手方が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体との契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

#### 8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

#### 9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

#### 10 最低制限価格

設定しない。

#### 11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

#### 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

#### 13 その他

この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

#### 14 SUMMARY

##### (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

Plain recycled photocopier paper,A4size:9Sets

##### (2) DELIVERY PERIOD:

Specified in the bid explanation form

##### (3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

##### (4) TIME LIMIT FOR TENDER:

11:00 a.m. 5 March 2024

##### (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Property Management Division

Treasury Bureau

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-3826

FAX 099-286-5643



## 公安委員会告示

## 鹿児島県公安委員会告示第 7 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 20 条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 6 年 1 月 23 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P 化物語 2 G F P A	株式会社銀座	3P1506
ぱちんこ遊技機	P ぱちんこ水戸黄門 4 K A C J 1	京楽産業. 株式会社	310182
ぱちんこ遊技機	P ぱちんこ G A N T Z 覚醒 S w e e t 2 0 0 0 M 2	株式会社オッキー.	3P1217
ぱちんこ遊技機	P F A I R Y T A I L これが七炎竜の力だ F S A	株式会社藤商事	3P1434
ぱちんこ遊技機	P ゴブリンスレイヤー ラッキー トリガー V e r J V R	株式会社 J F J	310612
回胴式遊技機	L チバリヨ 2 Z B	株式会社オーゼキ	3S1495
回胴式遊技機	S / ジャジャマル / H A	株式会社エレコ	3S1360
回胴式遊技機	L パチスロウルトラマンティガ K A	京楽産業. 株式会社	3S1301